

# 事業者ヒアリングにおける主な意見

令和7年12月1日  
総務省  
総合通信基盤局

- 事業者ヒアリングにおける主な意見について、「移行に伴う利用者保護の在り方」、「移行に伴う関係事業者への影響やその対応の在り方」等に整理。
- 下線のある項目は、2026年4月の先行実施開始までに取り組むべき事項に関するもの。

## I. 移行に伴う利用者保護の在り方

- 総論（移行の目的、スケジュール、周知方法、工事費等）
- 代替サービスの考え方（光整備とモバイル活用の関係）
- 利用者保護について

## II. 移行に伴う関係事業者への影響やその対応の在り方

- NTT東西による代替サービスの案内方法（他社サービス、ブロードバンド勧奨）
- 競争事業者への情報提供
- モバイル網固定電話に係る公正競争関係
- 光回線電話の料金水準
- 工事稼働（接続工事への影響）
- 他事業者が添架している電柱の取扱い

## III. その他

- メタル回線の売却益の扱い
- 本委員会での検証

**答申を希望する事項**

- (1) 固定電話サービスの円滑な移行の在り方
  - ・移行に伴う利用者保護の在り方
  - ・移行に伴う関係事業者への影響やその対応の在り方 等
- (2) その他必要と考えられる事項

**今後のスケジュール (想定)**

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	...
<b>情報通信審議会</b>					
<b>電気通信事業政策部会</b>	10/3 ▲ 諮問			2028年春頃 ▲ 答申	
<b>固定電話サービス移行円滑化委員会</b>	直ちに (先行移行開始までに) 取り組むべき事項を議論 →				
	① ▲ ・NTT東西からの説明 10/14	② ▲ ・関係事業者ヒアリング 11/5	③ ▲ ・関係団体ヒアリング ・NTT東西からの追加説明 11/17	④ ▲ ・主な意見とりまとめ 12/1	
<b>NTT</b>	9/29 ▲ 移行計画公表			一部エリアでの 先行的な移行	エリア単位での 段階的な移行

# 移行に伴う利用者保護の在り方

## 総論（移行の目的、スケジュール、周知方法、工事費等）

これまでの意見を踏まえ、**2026年4月の先行実施開始までに、NTT東西に対応を求める点**は何か（次項以降の各論点も参照）

### ■ NTT東西の説明等

- メタル回線設備を利用した加入電話について、光・モバイルを用いたサービスへの移行を段階的に実施することで、引き続きお客様が安心して**固定電話をお使いいただける環境を維持**したい。
- サービス移行にあたり、加入電話をご利用のお客様が代替サービスや光ブロードバンドサービスをご利用される際は、**工事費等の初期費用は無償**とするとともに、十分な周知期間を設け、丁寧なご案内に努める。
- NTT東西は、**2028年度から本格的なエリア単位で移行計画を実施**する予定。そのため、2026年から一部エリアで先行実施し（概ね四半期毎に段階的に周知等を開始）、**進め方の知見を蓄積**して本格的な移行計画を進めていく。
- 先行実施エリアは、**老朽化による設備更改が急務となっているエリア**や**遠距離で保守に支障があるエリア**、**光回線とメタル回線を繋ぐ局外収容装置の維持限界を迎えているエリア**などを対象として想定。

### ■ 構成員からの主な意見

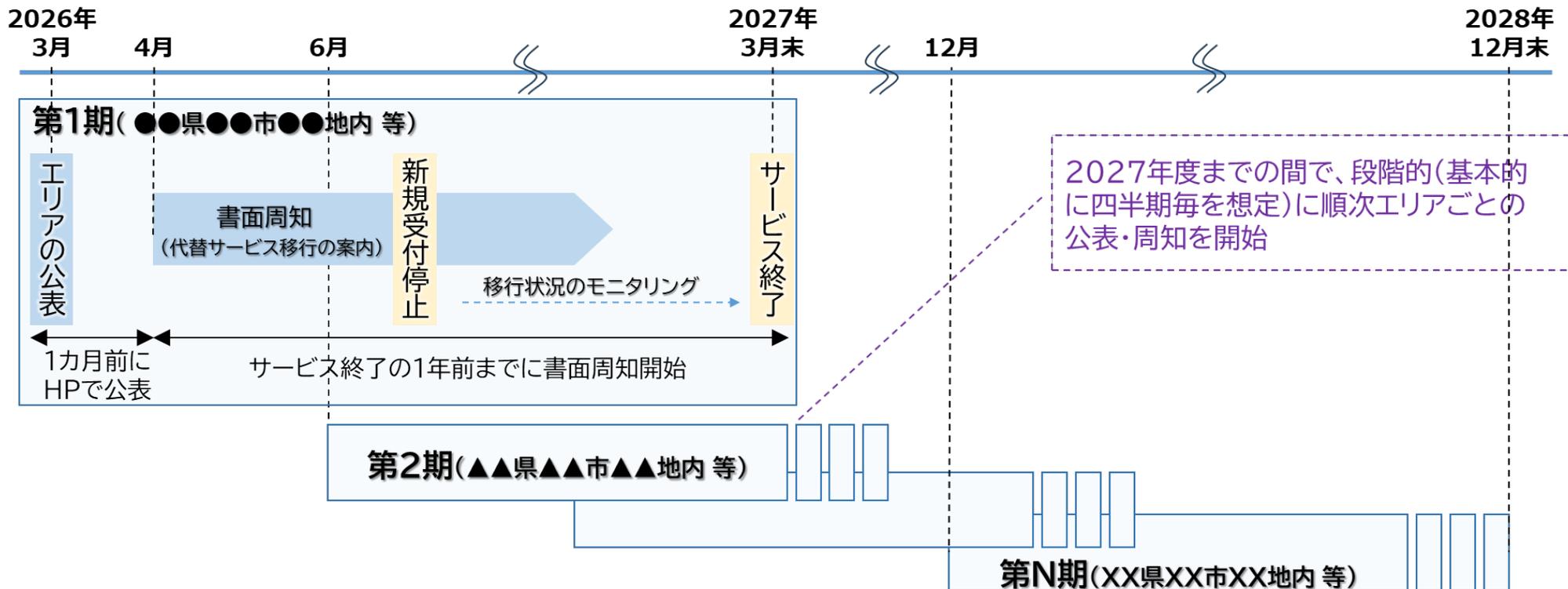
- （2026年からの先行実施について）**試験的に実施し、その知見を活かしていく考えには賛同するが**、工事に要する期間等も関係するため、スケジュールは**柔軟に対応すべき**。また、**移行先サービスを提供する他社との連携も必要ではないか**。【相田構成員】
- 先行実施エリアにおける**新規受付停止の停止時期**については、サービス終了を直後に控えている点を踏まえると、**もう少し早くすべきではないか**。【高口構成員】

### ■ 関係事業者、団体からの主な意見

- NTT東西の加入電話は第一号基礎的電気通信役務であり、メタル回線や光回線は第一種指定電気通信設備である点を踏まえ、**利用者保護と公正競争確保の両面**から検討が必要。【ソフトバンク】
- 移行先として想定する**代替サービス**についてはそれぞれの**品質の違いや利用者の受容度合い、競争市場に与える影響等を考慮し**、各サービスの提供の在り方を検討すべき。【ソフトバンク】

# 先行実施対象エリアにおける移行手順のイメージ

- 段階的(基本的に四半期毎を想定)に順次エリアごとの公表・周知を開始
- 各エリアでは、サービス終了の1年前までに、対象のお客様へ複数回の書面周知を通じ、代替サービスへの移行に係るスケジュールや手続き等を丁寧に説明(書面送付開始の1カ月前にHP上で対象エリアを広く公表)
- 移行状況のモニタリングを通じて、先行実施を進めながら知見を蓄積し、移行方法(周知等)の改善を随時実施



## 先行実施エリアの選定の考え方及び実施規模・単位(予定)

### 【先行実施エリア選定の考え方】

- ① メタル設備老朽化エリア／遠距離等で保守に支障があるエリア等  
5～10万回線(NTT東西計)の移行をめざす(内訳以下)  
第1期(2026年3月に公表 2027年3月末までに移行対応を実施)として、約80エリア、約300回線を予定  
実施単位は、お客様のわかりやすさの観点から、老朽化設備等による提供エリアを含む町丁目を基本とする(当該町丁目のお客様が多い場合等には、町丁目の一部とする場合もある)
  - ② 主に都市部において、2028年度頃開始予定のエリア毎の段階的な移行に向けて、以下のような課題の洗い出しと対策検討を目的に、先行的に検証を実施【検討中】
    - ✓ 自治体等のステークホルダーと連携した計画的な移行対応  
(自治体資産の光ファイバを用いて光ブロードバンド/電話サービスを提供しているエリア等)
    - ✓ 光配線NGビルにおけるワイヤレス固定電話による移行対応
    - ✓ 法人ユーザの当該エリア内拠点のみの先行移行の可否
    - ✓ 移行に要する工事稼働状況の確認・稼働確保
- ・ 具体的な対象エリアや規模等については、今後、検討状況や自治体等との調整状況を踏まえ、明らかにしていく

## 代替サービスの考え方（光整備とモバイル活用の関係）

以下の点を踏まえ、代替サービスにおける光整備とモバイル網活用の関係について、どのように考えるか。

- **NTT東西は、2026年4月から、一部エリアで先行的な移行を開始する予定。**基本的に、「**光提供エリアでは光回線電話、光未提供エリアではワイヤレス固定電話・モバイル網固定電話**」を提供するとしつつ、光提供エリアであっても**例外的にモバイルを用いた固定電話を提供したい**としている。
- **競争事業者からは、メタル回線の代替としては光ファイバを基本とし、無線の活用は、光の引き込みが困難な場合など例外的に許容すべきと意見が出ている。**
- 現行NTT法では、ワイヤレス固定電話は、不採算地域等に限定して（町字単位で）認めている。
- 最終答申では、メタル回線の円滑な縮退を図る観点から、モバイル網を活用すべきと提言されている。

### ■ NTT東西の説明等

- 2026年4月の**先行的な移行開始までに、ワイヤレス固定電話の提供地域に関する要件を見直していただきたい。**なお、現時点で、**ワイヤレス固定電話の提供において、特段の問題は生じていないと認識。**
- 加入電話のサービス移行にあたって、固定電話のみご利用希望のお客様については、**基本的に、光提供エリアでは光回線電話、光未提供エリアではワイヤレス固定電話・モバイル網固定電話**をご案内。光提供エリアであっても、**建物配管等の都合**で光利用不可の場合、利用者が**早期開通を希望**する場合等には、**モバイルを用いた固定電話**をご案内。
- 光未提供エリアにおけるモバイルを用いた固定電話の提供数は**25万回線と試算**。2028年度以降は、ワイヤレス固定電話に代わり、モバイル網固定電話を提供予定。

### ■ 構成員からの主な意見

- ユーザー視点からすれば、電話のみを利用する場合の移行には、ワイヤレス固定電話やモバイル網固定電話のような工事不要の無線が選ばれるのではないかと。**利用者の要望に基づく場合には無線を活用していいのではないかと。**【北構成員】
- **今後の技術変化も見据えて、どのような代替サービスが国民負担の観点からコスト的に望ましいのか移行計画の戦略を立てるべきではないかと。**【岡田構成員】
- NTT東西は、ワイヤレス固定電話を提供する際には、（光回線電話等との）**通話品質の違いについて、利用者保護の観点からしっかりと説明すべき。**【相田構成員・石井構成員】

## ■ 関係事業者、団体からの主な意見

- 国民生活や経済活動を支える基幹インフラであり、**メタル回線の代替としては光ファイバを基本**とし、無線の活用は補完とすべき。光整備エリアにおける**ワイヤレス固定電話・モバイル網固定電話**の提供は、**利用者から特段の要望がある場合や、光の引き込みが困難な場合の例外的な許容**とすべき。【KDDI】
- NTT東西が、**光提供エリアでは、原則、光回線電話を優先的に案内**すること省令等で担保していただきたい。【KDDI】
- NTT東西の光ファイバ網・線路敷設基盤は、我が国のあらゆる通信にとって不可欠。加入電話の代替として提供するサービスについては、**光での提供を原則とし、無線の利用は限定的とすべき**。モバイルの活用は、メタル回線撤去計画公表済みエリア限定とし、（利用者による）**早期開通希望時のモバイルの提供は認めるべきではない**。【ソフトバンク】
- モバイル網固定電話において、既存仕様の変更を要する制度変更は、現行の仕様・料金に納得してサービスを選択されているユーザーに不利益を与えるため適切でなく、**現行仕様でのサービス提供継続を認めるべき**。【ソフトバンク】
- NTT東西の移行計画では、メタル回線縮退、光ファイバ拡大、代替サービスの推移それぞれの関連が不明瞭。光ファイバの世帯カバー率99.9%の目標達成に向けて、**光ファイバ整備をどのように進めるのか、具体的な計画を示すべき**。【楽天モバイル】

# 1. モバイルを用いた固定電話の提供方針

- 加入電話のサービス移行にあたって、固定電話のみご利用希望のお客様については、基本的に、**光提供エリアでは光回線電話、光未提供エリアではモバイルを用いた固定電話(ワイヤレス固定電話/モバイル網固定電話)をご案内**
- なお、**光提供エリアであっても、建物配管等の都合で光を利用いただけない場合や、早期開通を希望される場合には、モバイルを用いた固定電話をご案内**

## ■加入電話施設数(2024年度末時点)

	光提供エリア	光未提供エリア	合計
NTT東日本	535万回線 (99%)	3万回線 (1%)	538万回線
NTT西日本	439万回線 (87%)	66万回線 (13%)	505万回線
合計	974万回線 (94%)	69万回線 (6%)	1,043万回線

## 利用者保護について

以下の点を踏まえ、利用者への対応について、どのように考えるか。

- **NTT東西からは、様々な手段**（DMの送付、自治体、メディアとの連携等）で利用者への周知（移行の案内、詐欺被害防止の注意喚起）を行う予定との説明があったことに対して、構成員等からは、**更なる検討を求める意見**が出ている。

### ■ NTT東西の説明等

- **利用者の詐欺被害の防止**に向けて、全ての利用者に対して様々な手段（DM、国民生活センター、自治体、メディアとの連携等）を用いて便乗した詐欺被害への注意喚起等を実施。

### ■ 構成員からの主な意見

- 様々な詐欺被害が横行している中、**移行に際して利用者が被害に遭わないように**、電気通信事業法における消費者保護ルールだけでなく、**被害を防止するために適切な対応・周知が重要**ではないか。【石井構成員・三尾構成員】
- 光とモバイルなど**利用者に代替サービスの選択肢がある場合**には、利用者の判断に資するような**サービスそれぞれのメリット・デメリット等の情報を整理して提供**する必要があるのではないか。【大谷構成員】
- NTT東西から正しい周知をしても、**利用者が不審に思う可能性**があることを考慮して、**様々な手段・メディア**を使って幅広く周知をしていく必要があるのではないか。【長田構成員】

### ■ 関係事業者、団体からの主な意見

- **事前の周知において**、利用者が行う**手続きの内容や流れ等を丁寧に案内**するとともに、詳細がよく分からず不安を抱く**利用者からの問い合わせ等に対しても丁寧な対応**をすべき。【国民生活センター】
- 移行の案内を契機として利用者から電話で問い合わせる場合に、**IVR（音声案内）が不得意な高齢者等からも相談がある**ことを考慮して、**IVRを導入する場合には、操作手順を含めて分かりやすく周知**すべき。【国民生活センター】
- 代替サービスへの移行を案内する際は、**利用者自らが的確に判断できる情報と時間を提供**すべき。【テレコムサービス協会】
- **利用者が無理なく主体的に移行先サービスを検討・判断**出来るような時間軸を置くことが重要。【JAIPA】
- NTT東西の利用者だけでなく、メタル回線を利用する**他事業者の利用者にも被害が生じる可能性**があることを踏まえた対応が必要。【ソフトバンク】

## (参考)お知らせ送付の内容



### NTT東日本から重要なお知らせ

#### 今後の固定電話サービスについて

メタル設備を利用した加入電話について、利用の減少や老朽化した設備の維持限界を踏まえ、2035年頃までに、光回線/モバイル回線を用いたサービスへの移行を段階的に実施することで、引き続きお客さまが安心して固定電話をお使いいただける環境を維持したいと考えています。

また、お客さまのご要望に応じて、光ブロードバンドサービスをご提供することで、ブロードバンドの普及拡大を推進してまいります。

#### 「加入電話」「加入電話・ライトプラン」の基本料金(回線使用料)の改定について

利用の減少や物価の上昇などを踏まえ、「加入電話」「加入電話・ライトプラン」の基本料金(回線使用料)を改定いたします。

<改定日> 2026年4月1日(水)ご利用分から  
<改定内容> 事務用：一律+330円(税込)、住宅用：一律+220円(税込)

#### 1 代替サービスのご案内について

- 当社は、メタル設備を利用した加入電話の代替サービスとして、光回線電話※1/ワイヤレス固定電話※2/ひかり電話※3のいずれかをご提供いたします。
- お客さまのご利用環境やご要望に応じて、代替サービス※4をご案内いたします。
- 代替サービスへの移行にあたっては、お客さまからの申し込み/工事が必要になります。



※1 光回線電話は、全田のフレッツ光提供エリアで提供可能です。  
 ※2 ワイヤレス固定電話は、期定・準備が整い次第、全国で提供開始予定です。  
 ※3 ひかり電話は、フレッツ光/光コラボレーションモデルをご利用中またはご利用希望の方に提供いたします。インターネットのご利用には、プロバイダーとの契約・料金が必要です。  
 ※4 サービス提供エリアであっても、設備状況などによっては、サービスをご利用いただけない場合があります。無停電電源装置(UPS)などをご準備いただくことで、停電時にご利用いただくことが可能です。0036などの電気通信事業者を指定した発信など、一部接続できない番号があります。(詳細については、当社ホームページをご確認ください。)

#### 2 代替サービスへの移行のステップについて

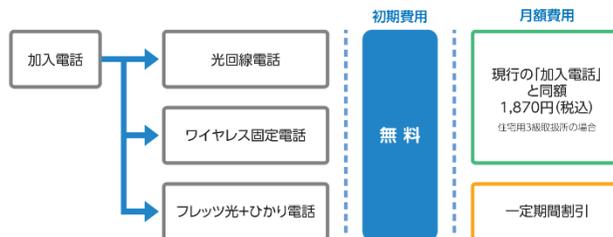
- お客さまの新規/移転などのお申し込み、お知らせを契機としたお問い合わせ、故障発生時などのお客さま接点をとらえて、代替サービスへの移行提案を実施いたします。
- 設備老朽化などが進んでいる一部のエリアでは、先行的に代替サービスへの移行対応※5を実施いたします。
- 一部のエリアでの先行的な移行におけるお客さま対応状況などを踏まえ、エリア単位で段階的なサービス終了計画を順次公表/周知し、代替サービスへの移行提案をいたします。



※5 対象となるお客さまには当社から書面などにてお知らせいたします。

#### 3 加入電話から代替サービスへの移行費用について

- お客さま※6へご負担をおかけすることの無いよう、代替サービスへの移行に係る初期費用は無料※7,8といたします。
- 加入電話から移行するタイミングでフレッツ光を新たにご契約いただいたお客さまには、月額利用料の一定期間の割引も実施予定※8です。



※6 加入電話を利用休止中のお客さまを含みます。  
 ※7 適用条件については、当社ホームページをご確認ください。  
 ※8 フレッツ光+ひかり電話への移行における初期費用無料化および一定期間の月額割引(施策については、準備が整い次第、開始いたします)。

#### 4 代替サービスのお申し込みについて

ご利用されたい代替サービスに応じて、以下の受付窓口にご連絡ください。

サービス種別	受付窓口
当社の固定電話のみのご利用をご希望のお客さま	<ul style="list-style-type: none"> <li>●光回線電話</li> <li>●ワイヤレス固定電話</li> </ul> <p>Web受付窓口： https://web116.jp/shop/annai</p> <p>電話受付窓口： 0120-279-116 受付時間：午前9時から午後5時 (土日・年末年始12/29-1/3を除きます)</p>
当社のブロードバンドサービス+固定電話のご利用をご希望のお客さま	<p>Web受付窓口： https://flets.com/application</p> <p>電話受付窓口： 0120-116116 受付時間：午前9時から午後5時 (土日・年末年始12/29-1/3を除きます)</p>
他事業者の固定電話サービスのご利用をご希望のお客さま	各事業者へ直接お問い合わせください。

電話番号をお確かめのうえ、お間違いのないようお願いいたします。  
 ※9 フレッツ光+ひかり電話への移行における初期費用無料化および一定期間の月額割引(施策については、準備が整い次第、開始いたします)。

#### 5 お客さまにご留意いただきたい事項について

- 代替サービスへの移行後も、現在ご利用中の電話機はそのままご利用いただくことが可能※10です。
- 代替サービスへの移行にあたっては、お客さまからの申し込み/工事が必要になります。(移行に係る初期費用は無料※11です。)
- エリア単位のサービス終了時期は、当社から書面などでお知らせします。

代替サービスへの移行に関してご不明点がございましたら、以下にお気軽にご相談ください。

電話 0120-279-116 受付時間：午前9時から午後5時  
(土日・年末年始12/29-1/3を除きます)  
 ※電話番号をお確かめのうえ、お間違いのないようお願いいたします。  
 WEB https://flets.com/2035denwa/

※10 電話機の一部機能が利用できなくなる可能性があります。  
 ※11 適用条件については、当社ホームページをご確認ください。フレッツ光+ひかり電話への移行における初期費用無料化(施策については、準備が整い次第、開始いたします)。

## NTT東西による代替サービスの案内方法（他社サービス、ブロードバンド勧奨）

以下の点を踏まえ、NTT東西の代替サービスの案内方法について、どのように考えるか。

- NTT東西は、**公正競争確保の観点から**、（引き続き）自社のサービスを希望する顧客に対して、**代替サービスや自社のブロードバンドの案内を行う**（他社サービスを希望される利用者には、「**各事業者へ直接お問い合わせください**」と案内する）としている。
- 競争事業者からは、他社のサービス（ブロードバンド+IP電話等）も**公平に案内すべきとの意見**が出ている。

### ■ NTT東西の説明等

- ブロードバンドへの移行**希望がない顧客**に対して、**電話の顧客情報を使ったブロードバンドへの移行勧奨は**、公正競争上問題があると理解しており、そのようなことは**考えていない**。また、他社サービスについて責任を持った説明はできないが、（DM等において）**他社サービスが存在する旨は記載し、他社を希望する際には選択可能なように案内する**予定。

### ■ 構成員からの主な意見

- 固定電話のみを利用している方に、**現在のNTT東西の案以上にブロードバンドを勧奨する場合には、誰のサービスをどのように案内するのか**について、公正競争上の問題が生じ得る。【高口構成員】
- NTT東西による代替サービスの勧奨については、電気通信事業法のみでなく、**独占禁止法の観点**からも注視する必要があるのではないか。【青柳構成員】
- **総務省において、把握している地域ごとのブロードバンド提供事業者（基礎的電気通信役務台帳）を公表し、これをNTT東西の案内で引用してはどうか**。【相田構成員】
- **現在固定電話のみを利用しているユーザーは**、（これまで勧奨があっても）**最後までブロードバンドを必要としていなかった方**。このような方に、ブロードバンド+IP電話を案内する際は、**相当丁寧な説明が必要**。【橋本構成員】
- どのようなブロードバンドサービスが選択するのは一人一人で考えるよりも、各地域、皆で考えるための時間が必要。**自治体など横の関係も含めて、時間をかけて考える場を提供していただきたい**。【長田構成員】

## ■ 関係事業者、団体からの主な意見

- **加入電話の顧客情報をもとに「フレッツ光+ひかり電話」等の営業を行うことは、情報の目的外利用にあたる可能性があるなど、公正な競争確保との関係について整理が必要。**【KDDI】
- NTT東西がFTTHへ移行を案内する場合には、各事業者の公平かつ円滑な移行のための**イコールフットイングの確保**が必要。【テレコムサービス協会】
- **ブロードバンドへの移行提案を行うのであれば、NTT東西の「フレッツ光+ひかり電話」だけではなく他社の「ブロードバンド+光IP電話」も公平に説明すべき。**【KDDI】
- 当社も安価な0AB-Jの固定電話（おうちのでんわ）を提供しているので、（NTT東西が）ユーザへの選択肢を案内するにあたっては、自社のサービスに限らず**他事業者のサービスも含めて案内頂くと、移行促進の観点から有効**ではないか。【ソフトバンク】
- 最終的にはユーザが選択する話だが、行政・医療・教育・防災等、国民生活におけるDXは今後も不可逆に進展。特に**加入電話のほかに電気通信サービスを一切利用していないユーザに対してもブロードバンドの案内を行うべき。**【JAIPA】
- 加入電話の**主要な移行先は、ブロードバンドとセット利用の光IP電話**となり、電話単体の利用は縮小していくのではないか。【ソフトバンク】
- 加入電話の契約者の中には、既に光回線を利用している者もいると想定されるため、**契約情報に基づき移行案内の仕方を工夫**してはどうか。【JAIPA】

## 4 代替サービスのお申し込みについて

ご利用されたい代替サービスに応じて、以下の受付窓口にご連絡ください。

	サービス種別	受付窓口
当社の固定電話のみのご利用をご希望のお客さま	<ul style="list-style-type: none"><li>●光回線電話</li><li>●ワイヤレス固定電話</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>🌐 Web受付窓口： <a href="https://web116.jp/shop/annai">https://web116.jp/shop/annai</a> </li><li>☎ 電話受付窓口： 0120-279-116 受付時間：午前9時から午後5時 (土日・年末年始12/29-1/3を除きます)</li></ul>
当社のブロードバンドサービス+固定電話のご利用をご希望のお客さま	フレッツ光+ひかり電話*9	<ul style="list-style-type: none"><li>🌐 Web受付窓口： <a href="https://flets.com/application">https://flets.com/application</a> </li><li>☎ 電話受付窓口： 0120-116116 受付時間：午前9時から午後5時 (土日・年末年始12/29-1/3を除きます)</li></ul>
他事業者の固定電話サービスのご利用をご希望のお客さま	各事業者へ直接お問い合わせください。	

電話番号をお確かめのうえ、お間違いのないようお願いいたします。

\*9 フレッツ光+ひかり電話への移行における初期費用無料化および一定期間の月額割引施策については、準備が整い次第、開始いたします。

## 競争事業者への情報提供

以下の点を踏まえ、移行エリア等の情報を事前に関係事業者に提供することについて、どのように考えるか。

- **競争事業者各社**は、①NTT東西のメタル回線に依存したサービス（直収電話）の移行先対応等、②自社の顧客からの問い合わせ対応、③競争事業者との情報の同等性確保、などの理由から移行エリア等の事前の情報提供を希望している。
- NTT東西は、先行実施エリアについては、**周知開始1か月前にHPでエリアを公表**としているほか、メタル回線に係る接続機能の終了にあたっては、**接続事業者の意向等を踏まえて具体的な進め方を検討**していくとしている。

### ■ NTT東西の説明等

- メタル回線に係る**接続機能の提供終了にあたっては**、引き続き、当該機能を利用する**事業者の意向やサービス提供の状況等も踏まえ**具体的な進め方について**検討**していく考え。

### ■ 関係事業者、団体からの主な意見

- **NTT東西のメタル回線を利用した当社直収電話サービス（おとくライン）**は、固定電話サービス移行の影響を受ける可能性があるため、（利用者周知、提案、移行先の契約及び工事等に必要）**2年半～3年前まで**にはエリア毎の撤退計画等を提示いただきたい。【ソフトバンク】
- メタル縮退に伴い、**関係事業者でも顧客対応が発生する**ため、事前の情報連携が必要。周知エリアや内容等については、**周知開始の1ヶ月程度前**等十分に準備を取れる期間を設けた上で、関係事業者に情報共有すべき。【KDDI】
- NTT東西の**利用部門と競争事業者との間で**、エリア単位等の移行計画について、**同等の情報提供を確保**頂きたい。【JAIPA】
- **光回線への切り替えに伴うシステム構築等の影響**が出る可能性があるため、その調整措置やプロセスをお示しいただきたい。関係事業者との協議体制構築のため、NTT東西が主導となって「**関係事業者との意見合わせの場**」を開催・進行いただきたい。【楽天モバイル】
- 移行に伴って電柱が撤去される場合、添架事業者は代替ルートの再構築が必要となるため、移行計画は**添架事業者や地域の利用者が備える十分な時間を確保して事前に公表**した上で、影響を受ける事業者との協議を丁寧に実施すべき。【CATV連盟】

## モバイル網固定電話に係る公正競争関係

### ■ NTT東西の説明等

- サステナブルに固定電話をご利用いただくため、現在MNO各社が提供するモバイル網固定電話を公募調達して、卸再販していきたい。  
**公募**について、期間・条件等は検討中であるが、いずれにしても**公平性を担保することは必須**であり、**不公平な取扱い**はしない考え。

### ■ 構成員からの主な意見

- **モバイル網固定電話**の卸再販における**公募等**に関して、公正競争環境を確保するためには、MNO各社に**早期に公平な情報を提供**することなどが必要ではないか。【大谷構成員】

## 光回線電話の料金水準

- 構成員からの主な意見
  - **光回線電話の料金**について、ユーザーにとってはメタル撤去という事業者都合での変更であり、**料金は加入電話と同等以下であることが前提**となるのではないか。【北構成員】
- 関係事業者、団体からの主な意見
  - **光回線電話の料金水準**について、NTT東西側の都合のため、現行料金以下という考え方は理解できるが、**現行の光ファイバ接続料では、競争事業者が同等のサービスを提供することができない水準**であり、光回線電話が全国展開されるに際しては、**料金の在り方や一回線当たりの費用の検証等をすべき**。【ソフトバンク】

## 工事稼働（接続工事への影響）

- NTT東西の説明等
  - **メタル回線の切り替え工事を優先して各事業者との工事稼働に影響を及ぼすことはなく**、イコールフィッティングは確保していく。
  - （JAIPAが懸念する）光回線電話から光コラボへの移行において**電話番号が継続利用できない点については、改善の方向で検討**している。
- 関係事業者、団体からの主な意見
  - NTT東西と各事業者による工事の稼働調整に**メタル回線切り替えに伴う工事の影響がないか**考慮してほしい。【テレコムサービス協会】
  - メタル縮退に伴う工事の増加に伴い、**接続や光コラボなどの工事において、直前の延期等が生じないよう、適切な稼働計画を立てるべき**。【JAIPA】
  - **光回線電話に移行すると、光コラボで提供するひかり電話への電話番号継続利用ができなくなる**ので、利用者の手続きが煩雑になる。【JAIPA】

## 他事業者が添架している電柱の取扱い

### ■ NTT東西の説明等

- メタル回線の撤去に伴い、当社が電柱を利用しなくなった場合、当該電柱の**利用を希望する事業者がいれば譲渡をし、希望が無ければ撤去**することを基本としながら、ユニバーサルサービスの最終保証提供責務の担い手として今後の状況を踏まえつつ対応していく。なお、**添架事業者の不都合が生じないよう対応する方針。**

### ■ 構成員からの主な意見

- 移行が進んでいけば**電柱の問題は多く出てくると予想**されることから、他の電気通信事業者に影響が出ないよう、**丁寧な対応が必要**。【大谷構成員】

### ■ 関係事業者、団体からの主な意見

- **添架事業者にとって電柱の有無は死活問題**であるため、光未提供エリアにおいてワイヤレス固定電話・モバイル網固定電話による代替が行われる場合においても、**電柱の利用者が現存する場合には、地域の実情が配慮されない電柱の撤去・廃止が行われ**ないよう、制度的な担保をするべき。【CATV連盟】

## メタル回線の売却益の扱い

### ■ 構成員からの主な意見

- メタル回線の売却益をどうするかについては、**NTT東西のビジネス上の判断によるところがあるのではないか**。【石井構成員】

### ■ 関係事業者、団体からの主な意見

- 電電公社時代に敷設されたメタル回線は特別な資産であり、これを売却する場合は、**メタル回線の代替である光回線の整備に充てるべき**。【KDDI】
- メタルの縮退に伴い、これまでメタル・光と共用されてきた電柱等に係る費用が光回線に寄せられ、接続料が上昇する懸念があることから、**光回線接続料の上昇を抑止する算定の在り方を検討するとともに、メタル回線の売却益の規模の見通しを公表し、光回線接続料の低減等に活用すべき**。【ソフトバンク】
- **売却益の見通しや算定方法等を整理**の上、有識者による適正性の検証を踏まえて試算結果をお示しいただきたい。また、メタル回線設備は電電公社により築かれた「特別な資産」であるため、移行費用への充当等も含め、売却益の扱いを明らかにすべき。【楽天モバイル】

## 本委員会での検証

### ■ NTT東西の説明等

- **先行実施エリア**における移行状況のモニタリングを通じて、**知見を蓄積し、移行方法（周知方法等）の改善を実施していく。**
- 先行実施の過程で想定外の問題が発生することもあると思う。**計画の見直しが必要になった場合には、本委員会にも報告し、知見を頂戴しながら進めていきたい。**

### ■ 構成員からの主な意見

- **移行完了まで10年間という長い期間**において、**予測できない変化が生じる可能性もあるため、移行計画を進めるなかで定期的に本委員会に状況を報告**いただきたい。【三尾構成員】

### ■ 関係事業者、団体からの主な意見

- **NTT東西が具体的な移行計画を示した上で、総務省殿においても、代替サービスへの移行状況や関係事業者との調整状況などといった検証項目や、検証体制、スケジュール等を精査・明確化**すべき。【楽天モバイル】
- **メタル縮退に伴い影響を受ける関係事業者との間で、十分な時間の確保や協議が適正に実施されているか**定期的に検証すべき。【CATV連盟】
- **NTT東西が無線活用に偏重することがないよう、光提供エリアでの光回線電話への移行状況を本委員会で注視し、必要な措置を講じていくべき。**【KDDI】